



# 島根県報

平成28年3月4日（金）

号外第26号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

農業振興地域の指定	（農業経営課）	2
農業振興地域の指定の一部改正	（       "       ）	2
農業振興地域の指定の廃止	（       "       ）	2

**告 示****島根県告示第148号**

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により、農業振興地域を次のとおり指定する。

平成28年3月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

地 域 名	地 域 の 範 囲
吉賀地域 (吉賀町)	吉賀町のうち、次の図面で赤色に着色した部分（(ア)昭和44年厚生省告示第6号により指定された西中国山地国定公園第2種特別地域のうち、平成24年島根県告示第33号により定められた高津川森林計画区（以下「高津川森林計画区」という。）の林班番号第261～第265林班、同林班と県境に囲まれた地域、第137～第144林班、同林班と町道に囲まれた地域以外の地域、(イ)高津川森林計画区の林班番号第1～第6・第8・第11～第17・第27～第87林班のうちの旧柿木村の昭和48年7月1日現在の保安林、(ロ)高津川森林計画区の林班番号第103～第112・第120～第123・第125・第126・第129～第136・第148・第149・第153・第156～第167・第169・第170・第173～第181・第183～第191・第194～第199・第202・第203・第208～第216・第221～第225・第227～第232・第234・第237・第239・第241～第250・第253～第264・第268林班のうちの旧六日市町の昭和48年8月28日現在の保安林、(エ)高津川森林計画区の林班番号第67～第71・第75・第76林班のうち保安林に囲まれた区域、(オ)昭和62年島根県告示第473号で柿木村のうち、別添図面の赤色斜線部分を農業振興地域の縮小を行うとされた地域、(カ)次に掲げる国有林及び官行造林（細尾国有林、摺屋国有林、黒瀬山国有林、長崎山国有林、鈴ノ大谷国有林、入江山国有林、猿田原国有林、椋谷山国有林、平栃山国有林、馬角山国有林、杉山国有林、大谷国有林、幅井谷国有林、鹿足河内国有林、摺谷山国有林、米山国有林、ガクガク山国有林、大鹿山官行造林、猿走り官行造林、尾路地官行造林、堂正小屋官行造林、小十郎官行造林、滝ノ谷官行造林、河内官行造林、大岡山官行造林）を除く区域

(注) 「次の図面」は、省略し、島根県庁、西部農林振興センター及び吉賀町役場に備えて縦覧に供する。

**島根県告示第149号**

農業振興地域の指定（昭和46年島根県告示第859号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

16 六日市地域の項を次のように改める。

16 削除

**島根県告示第150号**

農業振興地域の指定（昭和48年島根県告示第555号）は廃止し、平成28年3月4日から施行する。

平成28年3月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛